



### 英語であそぼう 参加者募集

●お問い合わせ／市まちづくり推進課  
市民交流推進室 ☎26-5612

幼少期から英語に慣れ親しみコミュニケーション能力を養う「英語であそぼう」事業を平成25年度に引き続き実施します。

期日／6月～平成27年3月の原則  
毎週土曜日(全40回程度) ▼場所／  
①交流ひろば(中町三丁目) ②東北公益文科大学(飯森山三丁目)  
③ひらたタウンセンター(飛鳥) ▼対象／市内在住の年中～小学4年生(平成25年度受講生は除く) ▼クラス・時間／「幼児(年中・年長)」(午前9時～「小学1・2年生」(午前10時～「小学3・4年生」(午前11時～(各45分間) ▼定員／場所ごとに各クラス20人。応募多数の場合は抽選 ▼費用／年間8千円(教材費、保険料など) ▼申し込み／4月21日(月)～5月9日(金)に、参加希望者および保護者の氏名、住所、年齢(学年)、電話番号、希望会場(第2希望まで)を明記し、〒998-0044、酒田市中町三丁目4-5、酒田市まちづくり推進課市民交流推進室へ ☎26-5612、Eメールkokusai@city.sakata.lg.jp

## 固定資産税の各種減額制度をお知らせします

●お問い合わせ／「土地」市税務課固定資産第一係 ☎26-5715

「家屋」固定資産第二係 ☎26-5716  
「償却資産」償却資産係 ☎26-5717

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される市税です。平成26年1月1日現在の登記簿や課税台帳に所有者として登録されている方に、今年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月30日に発送します。

納税通知書が届いたら、課税内容に誤りがないか確認してください。

### 土地

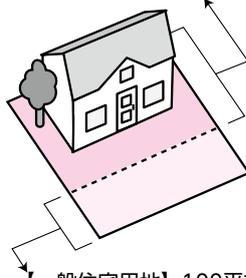
#### 住宅用地に対する 課税標準額の特例措置

住宅が建っている土地(住宅用地)には、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、下表のような課税標準額の特例が設けられています。

課税標準額とは評価額を基に算定され、この課税標準額に税率(1.4%)を乗じたものが税額となりますが、住宅用地の課税標準額

| 宅地の区分 |                             | 固定資産税       | 都市計画税       |
|-------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 住宅用地  | 小規模住宅用地<br>(200平方メートル以下)    | 評価額<br>×1/6 | 評価額<br>×1/3 |
|       | 一般住宅用地<br>(200平方メートルを超える部分) | 評価額<br>×1/3 | 評価額<br>×2/3 |

【小規模住宅用地】200平方メートル



【一般住宅用地】100平方メートル

非住宅用地(さら地や駐車場、事業用地など)は、特例措置は適用されません。

【例】300平方メートルの宅地に専用住宅が1棟建っている場合／200平方メートル分は小規模住宅用地となり、残り100平方メートル分は一般住宅用地となります。

標準の特例措置などが行われた場合、評価額より低く算定されます。住宅を取り壊してさら地や駐車場などにした場合、特例が受けられなくなり、そのため固定資産税の総額が高くなる場合があります。

### 家屋

#### 固定資産税(家屋)の減額制度

住宅を新築した場合や、既存家屋の改修工事を行った場合、固定資産税が減額される制度があります。

#### 新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅は、新築後の一定期間、固定資産税が減額されます。

要件／次の全てに該当すること  
①平成28年3月31日までに新築された住宅 ②居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下 ③共同住宅(アパートなど)の場合は、1戸当たりの床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下 ④併用住宅(店舗を兼ねる住宅など)の場合は、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上  
適用範囲／1戸当たり居住部分の120平方メートル相当分までが減額の対象(併用住宅における事業用部

分は減額対象になりません)

◆共同住宅などの場合は独立的に区画された部分ごとに軽減の対象となります。

●減額される期間および税額

| 種類              | 減額期間 | 減額内容          |
|-----------------|------|---------------|
| 一般の住宅           | 3年度分 | 固定資産税の2分の1を減額 |
| 3階建以上の中高層耐火住宅など | 5年度分 | 固定資産税の2分の1を減額 |

認定長期優良住宅に対する減額措置

新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された長期優良住宅で、新築住宅に対する減額措置の要件を満たすものに限り適用されます。

適用範囲／新築住宅に対する減額措置と同じ

●減額される期間および税額

| 種類              | 減額期間 | 減額内容          |
|-----------------|------|---------------|
| 一般の住宅           | 5年度分 | 固定資産税の2分の1を減額 |
| 3階建以上の中高層耐火住宅など | 7年度分 | 固定資産税の2分の1を減額 |

申告／長期優良住宅認定通知書の写しを添えて、新築した年の翌年の1月31日まで市税務課に申告してください

住宅を耐震改修した場合の減額措置

現行の耐震基準に適合する耐震改修をした場合、改修後の一定期間、固定資産税が減額されます。

要件／次の全てに該当すること

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
  - ②平成26年1月1日～平成27年12月31日に工事が完了した住宅
  - ③自己負担金が50万円以上
- 適用範囲／1戸当たり居住部分の120平方メートル相当分までが減額対象

●減額される期間および税額

| 工事了り期間                | 減額期間 | 減額内容          |
|-----------------------|------|---------------|
| 平成26年1月1日～平成27年12月31日 | 2年度分 | 固定資産税の2分の1を減額 |

申告／建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した耐震基準適合証明書を添えて、改修後3か月以内に申告してください

住宅を省エネ改修した場合の減額措置

一定の基準に該当する省エネ改修をした場合、固定資産税が減額されます。

要件／次の全てに該当すること

- ①平成20年1月1日以前に建築さ

れた住宅(貸家を除く) ②平成29年3月31日までの間に工事が完了した住宅 ③次のアからエまでの

工事のうちでアを含む改修工事を行うこと。また改修部分が新たに省エネ基準に適合すること ア窓

- の改修工事(二重サッシ、複層ガラス化など)
- イ床の断熱改修工事
- ロ天井の断熱改修工事
- ハ壁の断熱改修工事(外気と接するものの工事に限る)
- ニ自己負担金が50万円以上
- ニ減額適用範囲／1戸当たり120平方メートル相当分まで

●減額される期間および税額

改修工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税の3分の1が減額

▼申告／建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した省エネ基準適合証明書等を添えて、改修後3か月以内に市税務課へ

住宅をバリアフリー改修した場合の減額措置

要件／次の全てに該当すること

- ①平成19年1月1日以前に建築された住宅(貸家を除く)
- ②65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者の方のいずれかが居住している
- ③平成29年3月31日までの間に工事が完了した住宅
- ④所定の要件に該当するバリアフリー改修工事
- ⑤補助金を除く自己負担金が50万円以上
- ニ減額適用範囲／1戸当たり100平方メートル相当分まで

●減額される期間および税額

改修工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税の3分の1が減額

▼申告／工事明細書、写真等を添えて、改修後3か月以内に市税務課へ

Q & A

Q 年の途中に土地の売買(相続を含む)があった場合、税金はどうなりますか? また建物を解体した場合の固定資産税はどうなりますか?

A 固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在で土地や家屋を所有している方に課税されます(平成26年度の固定資産税であれば平成26年1月1日)。1月2日以降に土地の売買や建物の解体が行われたとしても、その年度は全額、前所有者に課税されます。